

**令和2年度
埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
貸付事業の手引き**

令和2年4月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

※申請書等の指定様式は、埼玉県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

目 次

	ページ
1 事業の概要	1
2 借入れ相談から送金までの流れ	2
3 貸付後の流れ（在学中の手続き・返還猶予・返還免除）	3
4 手続き未済者への通知	4
5 返還	5
6 提出書類・届出義務	6
7 様式一覧	9
8 問い合わせ先	9
9 資料	
(1) 埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	
実施要綱	10
(2) 各種様式	15

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下、「訓練促進資金」という。）を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象者

次の①～④をすべて満たす方

①埼玉県内に住所を有している方（さいたま市を除く。）

②高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けており、下記の表に該当する方

資金の種類	対象者
入学準備金	養成機関に令和2年4月～令和3年3月に入学する(した)方
就職準備金	養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職した方

※入学準備金の申請時に就職準備金の申請を同時に行うことはできません。

③養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、その業務に従事する意思がある方（常勤に限りませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上とします）。

④同種の資金を借り受けていないこと及び同種の給付金を受けていない方

○留意点

【貸付対象外となる場合】

※過去に高等職業訓練促進資金を借り受けた方(他の都道府県及び指定都市で借り受けた方を含む)。

※入学準備金を申請する方が下記資金を利用している場合

「一般教育訓練給付金」、「専門実践教育訓練給付金」、「特定一般教育訓練給付金」、「自立支援教育訓練給付金」、「介護福祉士等修学資金貸付」、「保育士修学資金貸付」

※就職準備金を申請する方が下記資金を利用している場合

「介護福祉士等修学資金貸付」、「保育士修学資金貸付」

(4) 貸付金の種類・貸付額と用途

資金種類	貸付額	用途
入学準備金	500,000円 以内	ア 養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金 イ 参考図書、学用品 ウ 通学のための交通費 など
就職準備金	200,000円 以内	ア 就職によって転居が伴う場合における転居費用 イ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料 ウ 就職にあたり必要となる被服費 エ 通勤に要する移動用自転車等の購入費 など

(5) 利子

連帯保証人を立てる場合 → 無利子

連帯保証人を立てない場合 → 返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%になります。

(6) 連帯保証人

- ① 連帯保証人は貸し付けを受けた方と連帯して債務を負担するものとし、保証債務は延滞利子を含むものとします。
- ② 貸し付けを受けようとする方が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。

※申請書類受付後、連帯保証人あてに連帯保証の意思及び申請書等の署名、捺印を自身で行っていただいたかを確認するための電話連絡をします。

2 借入れ相談から送金までの流れ

(1) 事前相談

訓練促進資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付対象者」）は、申込みを行う前に、市又は県の福祉事務所において訓練促進資金に関する相談（以下「事前相談」）を受けてください。申請前に必ず貸付事業の手引きを読み、制度を理解した上で申請をしてください。

※事前相談では貸付要件の確認、養成機関における資格取得への意欲や能力、生活状況を含めた対象資格の取得見込み及びその後の就労の意欲等の把握、その他訓練促進資金の貸付けに関し必要な事項の確認が行なわれます。



(2) 申請

① 申請書類提出先

貸付けの申請書類は、埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給している市又は県の福祉事務所に提出してください。

（市又は県の福祉事務所は申請書類を取りまとめ、県社協に提出します）

② 申請書類

手引き 6 ページ 6 提出書類・届出義務「(1) 申請をするとき」参照



(3) 審査・貸付決定

申請から決定までは、提出書類の確認、貸付審査を経て、1ヶ月後(※)に貸付決定通知もしくは不承認通知を借入希望者に送付します。

※審査・決定にかかる期間は、申請件数や提出書類の状況(不備があった場合など)により異なります。



(4) 借用証書の提出

貸付決定通知を受けた者は、印紙税法に定める額の収入印紙を貼り付けた「借用証書(様式第3号)」、「印鑑登録証明書(借受人、連帯保証人それぞれ)」、「振込口座申込届(様式第4号)」等を県社協に提出いただきます。



(5) 貸付金の交付

県社協は借用証書等の書類を確認後、会長が定めた日に借受人の指定口座に一括で貸付金を送金します。

3 貸付後の流れ(在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除)

返還の免除が決定するまでは、在学状況、就業状況等を確認するため、1年ごとに書類の提出が必要です。(1度の申請で1年分の猶予ができます。) 毎年県社協から書類提出の通知文が届いたら、期限までに必ず、必要書類を提出してください。書類の提出がない場合、貸付けた資金の返還が生じます。

(1) 在学中の申請

入学準備金の借受者は養成機関に在学中は、年1回「在学証明書」を提出してください。卒業後は、下記(3)返還の猶予申請を行って下さい。

また、休学、復学、退学等、在籍状況に変化があった場合、速やかに県社協にご連絡ください。

※准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の「在学証明書」を提出してください。

(2) 返還の猶予(返還する日を延ばす手続き)

次の事由が継続している期間は貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

① 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。

② 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

③ 埼玉県内の区域内において取得した資格が必要な業務に従事しているとき。

(返還猶予事由に揚げる事由が継続している期間)

④ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。



(3) 返還の猶予申請

養成機関を卒業後、返還の猶予を申請する場合、毎年「返還猶予申請書（様式第7号）」、「業務従事届（様式第8号）」の提出が必要です。



(4) 返還の猶予決定

県社協は申請内容を審査し猶予の承認又は不承認の決定を行い、その旨を通知します。



(5) 返還の免除

次の要件に該当する場合は、貸付金の全部を返還免除します。

①養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、県の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき。

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。（ただし、雇用が継続していない場合にあつては当該従事期間には算入しない。）

※従事する事業所の法人における人事異動等、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事に算入できる。

②埼玉県内の区域内において、取得した資格が必要な業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※返還免除の要件は、常勤に限りませんが、1週間の所定労働時間が20時間以上とします。
--



(6) 返還の免除申請

返還の免除を申請する場合、「返還免除申請書（様式第9号）」、「業務従事届（様式第8号）」の提出が必要です。県社協より書類提出の通知文が届いたら、期限までに必ず必要書類を提出してください。



(7) 返還の免除決定

県社協は提出書類確認後、審査を経て返還免除の可否について通知します。

4 手続き未済者への通知

各届出・申請には提出期限があります。期限が守れない場合は、必ず県社協に連絡してください。提出期限を過ぎても書類を提出しない場合、貸付けを受けた者（連帯保証人を立てた場合は連帯保証人も）に対して、通知や最終確認書を送付します。最終的に書類の提出がない場合は、貸付金の返還が生じます。

5 返還

(1) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 死亡したとき
- ② 養成機関を退学したとき
- ③ 心身の故障等のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ④ 貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑤ その他訓練促進資金の貸付目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ⑥ 偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付けを受けたとき

(2) 返還の内容

借受人は次のいずれかに該当した場合、貸付金を返還していただきます（災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）。

- ① 貸付契約の解除に該当したとき
- ② 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に、埼玉県の区域内において、その資格が必要な業務に従事しなかったとき、又は業務に従事する意思がなくなるとき
- ③ 業務外の事由により死亡、又は、心身の故障により業務に従事できなくなったとき

(3) 返還期間・方法

返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、養成機関に在学した月数の2倍に相当する期間内に、原則として月賦、半年賦、年賦の均等払いにより、指定された金融機関口座へ送金していただきます。また、全額の一括返還を希望するときは、直ちに返還することができます。

(4) 返還の流れ

- ① 返還の事由が発生
↓
- ② 県社協に速やかに連絡
↓
- ③ 県社協に「返還計画申請書（様式第12号）」「業務従事届（様式第8号）」を提出
↓
- ④ 申請書をもとに審査
↓
- ⑤ 納入通知書を送付
↓
- ⑥ 返還計画に沿って、指定口座に振込み
↓
- ⑦ 返還完了後、借受人及び連帯保証人に「返還完了通知書」の送付と借用証書を返却

(5) 延滞利子

訓練促進資金の貸付けを受けた者が正当な理由なく訓練促進資金を返還しなければならぬ日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子

を徴収します。

「正当な理由」とは

- ① 生活保護法第6条第1項に規定する被保険者であるとき
- ② 貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が地方税法の規定による市町村民税の非課税世帯であるとき
- ③ 貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ④ 納付期限までに返還金を支払うことができなかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰しないと認められるとき
- ⑤ その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

6 提出書類・届出義務

資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、または返還を完了するまで、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなりますので、事実の発生後、速やかに必ず届出を行うようにしてください。

(1) 申請をするとき

【入学準備金】

	提出書類名	様式	備考
1	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書 ①・②	第1号	・①・②両方を提出 ・同意事項の署名・捺印を忘れずに
2	高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し		
3	申請者の住民票		・申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の記載があるもの ・発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーのないもの
4	連帯保証人の住民票		・連帯保証人を立てる場合のみ ・発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーのないもの
5	連帯保証人の収入が分かる書類		・課税証明書・源泉徴収票等
6	在学証明書		・養成機関発行のもの ・入学許可証不可
7	誓約書	第2号	
8	その他、貸付審査上必要となる書類		

【就職準備金】

	提出書類名	様式	備考
1	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書 ①・②	第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・①・②両方を提出 ・同意事項の署名・捺印を忘れずに
2	高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・修了支援給付金の決定通知書の写しは不可
3	申請者の住民票		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の記載があるもの ・発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーのないもの
4	連帯保証人の住民票		<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てる場合のみ ・発行から3ヶ月以内のもの ・マイナンバーのないもの
5	連帯保証人の収入が分かる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・課税証明書等・源泉徴収票等
6	卒業証書の写し又は修了証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・養成機関発行のもの
7	資格を取得したことがわかるものの写し（免許証、登録証等）		<ul style="list-style-type: none"> ・登録済証明書は可 ・合格証書は不可
8	就業開始が分かる書類		<ul style="list-style-type: none"> ・採用通知書や雇用条件契約書等の写し ・就業開始日、勤務時間（1週間の労働時間が20時間以上である）、職種に記載があるもの
9	誓約書	第2号	
10	その他、貸付審査上必要となる書類		

(2) 貸付決定後、送金前に貸付を辞退（契約解除）するとき

	提出書類名	様式	備考
1	辞退願	第13号	

(3) 【入学準備金】養成機関に在学中のとき

◆在学確認

	提出書類名	様式	備考
1	在学証明書	第5号	養成機関発行のもの

(4) 【入学準備金】養成機関を卒業・資格を取得し、就職するとき

◆返還猶予申請

	提出書類名	様式	備考
1	返還猶予申請書	第7号	
2	業務従事届	第8号	就職先に記入してもらうもの
3	卒業証書の写しまたは修了証明書		養成機関発行のもの
4	資格を取得したことがわかるものの写し（登録証）免許証		<ul style="list-style-type: none"> ・登録済証明書は可 ・合格証書は不可

(5) 【入学準備金・就職準備金共通】就職して2年目以降 ※毎年提出が必要です

◆返還猶予申請

	提出書類名	様式	備考
1	返還猶予申請書	第7号	
2	業務従事届	第8号	就職先に記入してもらうもの

(6) 【入学準備金・就職準備金共通】5年間返還免除対象業務に従事したとき

◆返還免除申請

	提出書類名	様式	備考
1	返還免除申請書	第9号	
2	業務従事届	第8号	就職先に記入してもらうもの

(7) 【入学準備金・就職準備金共通】返還免除対象業務に従事しなくなったとき

◆返還申請

	提出書類名	様式	備考
1	契約解除届	第5号	
2	返還計画申請書	第12号	
3	業務従事届	第8号	返還免除対象業務に一度も従事しなかった場合は不要

(8) 【入学準備金・就職準備金共通】勤務先を変更したとき

	提出書類名	様式	備考
1	異動届	第10号	
2	業務従事届	第8号	新・旧勤務先それぞれ必要

(9) 【入学準備金・就職準備金共通】氏名・住所等を変更したとき

	提出書類名	様式	備考
1	異動届	第10号	下記書類を添付する 氏名の変更：戸籍抄本 住所の変更：住民票

(10) 【入学準備金・就職準備金共通】貸付を受けた方が死亡したとき

	提出書類名	様式	備考
1	異動届	第10号	死亡診断書の写しまたは戸籍抄本を添付
2	返還免除申請書	第9号	業務上の事由により死亡した場合
3	返還計画申請書	第12号	業務外の事由により死亡した場合

※死亡した事由により、第9号もしくは第12号のいずれかを提出

7 様式一覧

下記様式は、埼玉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

【様式】

様式名称	様式番号
埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
借用証書	様式第3号
振込口座申込届	様式第4号
契約解除届	様式第5号
卒業届（資格取得届）	様式第6号
返還猶予申請書	様式第7号
業務従事届	様式第8号
返還免除申請書	様式第9号
異動届	様式第10号
求職活動期間等申告書	様式第11号
返還計画申請書	様式第12号
辞退願	様式第13号

8 問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター
(電話) 048-824-3370

埼玉県福祉部 少子政策課 手当・ひとり親家庭支援担当
(電話) 048-830-3337